

農業経営改善計画等の審査について

1 「農業経営改善計画」の審査について

令和4年4月、7月、11月、令和5年1月に開催した仙台市農政推進協議会地域農政専門部会において、農業経営改善計画を審査し、適当であると判断した。

- (1) 審査件数 42件（個人：30件、法人：12件）
 うち新規認定 9件（個人：6件、法人：3件）
 変更認定 7件（個人：5件、法人：2件）
 更新認定 26件（個人：19件、法人：7件）

(2) 審査の内訳

開催日		審査件数（件）				備考
		新規	変更	更新	計	
R4 第1回	R4.04.19	3	1	10	14	・新規：個人2件、法人1件 ・変更：法人1件 (機械等取得計画の変更)
R4 第2回	R4.07.14	0	1	8	9	・変更：個人1件（経営転換）
R4 第3回	R4.11.22	3	2	3	8	・新規：個人1件、法人2件 ・変更：個人2件 (施設・機械等取得計画の変更)
R4 第4回	R5.01.24	3	3	5	11	・新規：個人3件 ・変更：個人2件、法人1件（経営継承、共同申請、機械等取得計画の変更）
合計		9	7	26	42	※区毎の内訳 青葉区5 宮城野区4 若林区22 太白区7 泉区4

○農業経営改善計画とは？

農業者が基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画。農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の目標、目標を達成するためにとるべき措置などを記載する。市長によりこの計画が認定された農業者等を「認定農業者」という。認定農業者は、低利な資金の融資や収入影響緩和対策（ナラシ対策）等の支援を受けることができる。

【参考】

認定農業者数の推移（年度末）

H22年度 233、H23年度 232、H24年度 243、H25年度 246、H26年度 268、H27年度 286、
H28年度 260、H29年度 259、H30年度 250、R元年度 248、R2年度 237、R3年度 240

R4年度：245経営体（令和5年3月末現在）

※区毎の内訳 青葉区14 宮城野区36 若林区105 太白区39 泉28 県・国23

※令和12年度目標240（達成率：102%）

2 「青年等就農計画」の審査について

令和4年4月、7月に開催した仙台市農政推進協議会地域農政専門部会において、青年等就農計画を審査し、適当であると判断した。

- (1) 審査件数 4件（個人：3件、法人：1件）
うち新規申請 1件（個人：1件、法人：0件）
変更申請 3件（個人：2件、法人：1件）

(2) 審査の内訳

開催日		審査件数（件）				備考
		新規	変更	更新	計	
R4 第1回	R4.4.19	1	0	0	1	・新規申請1件（露地野菜）
R4 第2回	R4.7.14	0	3	0	3	・変更申請3件（果樹、施設野菜、露地野菜）
合計		1	3	0	4	※区毎の内訳 青葉区0 宮城野区0 若林区1 太白区3 泉区0

○青年等就農計画とは？

新たに農業経営を営もうとする青年等が基本構想に示された農業経営の目標に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を目指す計画。就農5年後に実現を目指す農業経営の目標、目標を達成するためにとるべき措置などを記載する。市長によりこの計画が認定された者を「認定新規就農者」という。認定新規就農者は、国の経営発展支援事業、経営開始資金、無利子の融資等の支援を受けることができる。

農業経営基盤強化促進法の改正及び市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に伴い、平成26年9月30日から本市における認定を開始した。

【参考】

R4年度：認定新規就農者 5経営体（令和5年3月末現在）